

選挙規定 抜粋

【PTA本部役員及び各種委員選出に伴う基本理念】

田辺小学校PTA会則第1章総則の(目的)項第3条を達成するためには、田辺小学校に通学する児童を持つ会員は、1児童が在学期間中に本部役員・各種委員等への参加機会を平等に有し、積極的な参加を基本とする。本部役員・各種委員を全てのPTA会員が平等に参加し、活動する機会を得ることを基本的な考えとして公平な選出を行うこととする。

(元役員等の辞退)

第6条 元役員(会計監査を除く。)若しくは委員又は前役員(会計監査を除く。)若しくは委員は、次に掲げる区分に従い、再度、役員又は委員になることを辞退することができる。

- (1) 運営委員会の構成員であった役員又は委員及びその家族会員は、役員又は委員でなくなる年度以降運営委員会の構成員になることを永久に辞退することができる。
- (2) 運営委員会の構成員であった役員又は委員は、役員又は委員でなくなる年度以降運営委員会の構成員ではない委員になることを5年間辞退することができる。
- (3) 運営委員会の構成員ではなかった委員は、委員でなくなる年度以降2年間は、最も新しく就任していた委員になることを辞退することができる。
- (4) 運営委員会の構成員である役員に選出された役員の同一家族会員は、同一年度の全ての委員を辞退することができる。

(選出された者の辞退)

第7条 選出された役員及び委員の辞退は認めない。ただし、次に掲げる理由の場合は、委員会の委員の3分の2以上の承諾を得て、辞退することができる。

- (1) 選出された者が、今後、長期にわたり入院を要する、又は通院で6カ月以上の治療を要する場合
- (2) 選出された者が、2親等以内の親族の看護をしなければならない場合

- 2 前項ただし書に基づき辞退を希望する者は、医師の証明書を選挙管理委員会に提出しなければならない。
- 3 第1項ただし書に定める辞退があった場合は、選挙における次点者を繰り上げて選出する。

辞退権の一覧表

当該年度役職	本部役員 辞退権	運営委員会 構成員 辞退権	学級委員 辞退権	地域委員 辞退権
本部役員	永久	永久	5年	5年
運営委員 構成員	永久	永久	5年	5年
学級委員	なし	なし	2年	なし
地域委員	なし	なし	なし	2年
本部役員及び運営委員会 構成委員の 家庭	永久	永久	家族が本部役員になった当年度のみ 対象	家族が本部役員になった当年度のみ 対象

※本部役員に会計監査は含まれない。

本部役員辞退届

令和5年12月14日(木) 17時〆切

地域名()

年 組 児童名()

* 児童名は、5年生以下の年長児童名をご記入ください。

辞退する会員名()【自署】

わたしは、平成・令和〔 〕年度の【本部役員・学年委員長・地域委員長】をしましてので、令和6年度の本部役員を辞退します。

辞退する会員名()【自署】

わたしは、平成・令和〔 〕年度の【本部役員・学年委員長・地域委員長】をしましてので、令和6年度の本部役員を辞退します。

辞退する会員名()【自署】

わたしは、家族会員(名前)が平成・令和〔 〕年度の【本部役員・学年委員長・地域委員長】をしましてので、令和6年度の本部役員を辞退します。

〔 〕の中は、該当の年度を記入してください。
【 〕の中は、該当の役職名に〇をつけてください。

----- きりとりせん -----

本部役員立候補届

令和5年12月14日(木) 17時〆切

地域名()

年 組 児童名()

* 児童名は、5年生以下の年長児童名をご記入ください。

立候補する会員名()【自署】

立候補する会員名()【自署】